





効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

**七十四** 措置法第六十七條の十五第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される

三 所得税法等の一部を改正する法律（令和三  
法第十五条の規定による改正前の租税特別措  
置法第四十七条第一項の規定）

年法律第十一号)附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置

四 法第四十五条第一項の規定  
所得税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号)附則第四十二条第二項の規定

によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十三条の第二項(規定)

法第四十三条の二第一項の規定  
令第二条第十一号に規定する財務省令で定め  
る規定は、次に掲げる規定とする。

平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八（第九項、第十一項、第十二項、第十四項及び第十五項を除く。）又は第六十五条の九の

二 平成三十一年改正法附則第五十二条第五項  
の規定によりなほその効力を有するものとさ  
る規定

れる平成三十一年旧措置法第四十七条の二第一項（同条第三項第一号に係る部分を除く。）規定

**(適用実態調査の実施に関する細目)**

基づき行うものに限る)は、法人税関係特別措置ごとに、法第五条第一項第一号に規定する適用者数又は適用総額について、四月一日から

翌年三月三十一日までの間に終了する事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書に記載された事項を集計することにより行うものとする。

前項の場合において、その集計は、当該法人の税関係特別措置の適用を受けた法人の業種別、資本金の預告によっては出資金の預り皆及川吉

資本金の割者しくは上資金の割の附給割者しくは法人の所得の金額の階級別又はこれらを組み合わせた区分別に行うものとする。

(報告書の作成方法)  
**第六条** 法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書に記載すべき同項各号に

掲げる事項（前条第一項に規定する適用実態調査に係るものに限る。）は、前条の規定により集計された事項に基づくものとする。

法第五条第一項第二号の規定により順次その順位を付す場合において、法人の適用額が同額であるときは、これらの同額である適用額につ

き同順位を付すものとする。この場合においてある連月額における支給額は、これの同額である連月額に

て、同号に規定する高額適用額は、その順位を付した適用額が十以上となるまでの適用額に順位を付した場合の第一順位から当該十以上となる順位までに該当する各適用額（第一順位の適用額が十以上となるときは、当該第一順位の適用額）とする。

法第五条第一項第二号に規定する高額適用額は、法人税関係特別措置ごとの同項第一号に規定する適用者数が十に満たない場合には、第一順位から最も小さい適用額に付した順位までに該当する各適用額とする。

法第五条第一項に規定する適用実態調査の結果に関する報告書を作成する場合における同項第二号に掲げる事項については、法人税関係特別措置ごとの高額適用額（同号に規定する高額適用額）及び適用額をいう。（以下この項において同じ。）

高額適用法人（高額適用額に該当する適用額が記載された適用額明細書を提出した法人をいう。以下この項において同じ。）の報告書用法人コード（法人ごとに、その名称に代えて、当該法人を識別することができないようにするため付された番号、記号その他の符号をいう。以下この項において同じ。）を記載するものとする。

この場合において、当該高額適用法人がある他の法人税関係特別措置の高額適用法人であるときは、当該他の法人税関係特別措置の高額適用額には、同一の報告書用法人コードを記載する。

第二条第一項の改正規定、同号を同条第八十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第八十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第八十九号を同条第二十号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第二十二号に係る部分に限る。）、同条第五十一号の改正規定、同号を同条第七十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十四号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第八十四号を同条第二十一号とし、同号の次に二号を加える改正規定（同条第二十二号に係る部分に限る。）、同号の次に二号を加える改正規定（同条第七十一号とし、同号の次に一号を加える部分に限る。）、同条第五十九号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第六十号に係る部分に限る。）、同条第七号を同条第八号とし、同号の次に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）、様式第一の記載要領第四号の表沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部分に限る。）、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除の項及び国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例の項に係る部分に限る。）及び同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除の項の改正規定（同表特定住宅地造成事業等の施行の日（平成二十三年法律第八十一号）の施行の日同号の次に二号を加える改正規定（同条第二百一十七号の改正規定、同号を同

三 第二条第九十八号の改正規定、同号を同条  
百四十六号とし、同号の次に一号を加える部分（第百七十一  
号に係る部分を除く。）に限る。）及び同条第  
四十二号を同条第五十九号とし、同号の次に  
二号を加える改正規定（同条第五十九号の次  
に二号を加える部分（第六十号に係る部分を  
除く。）に限る。）平成二十四年一月二十五  
日

四 第二条第九十九号を同条第三十五号とし、同号の次に  
一号を加える改正規定（同条第三十五号の次  
に一号を加える部分に限る。）、様式第一の記  
載要領第四号の表高齢者の居住の安定確保に  
関する改正規定、高齢者の居住の安定確保に  
関する法律等の一部を改正する法律（平成二十  
三年法律第三十二号）の施行の日  
四 第二条第九十一号を同条第一百三十三号と  
し、同号の次に四号を加える改正規定（第百  
三十五号に係る部分に限る。）、同条第十四号  
を同条第二十二号とし、同号の次に四号を加  
える改正規定（第二十四号に係る部分に限  
る。）、様式第一の記載要領第四号の表新用途  
米穀加工品等製造設備の特別償却の項の次に  
次のように加える改正規定及び様式第二の記  
載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設  
備の特別償却の項の次に次のように加える改  
正規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部  
を改正する法律（平成二十三年法律第五十九  
号）の施行の日

（経過措置）

**第二条** この省令の施行の日（以下「施行日」と  
いう。）から附則第一条第四号に定める日の前  
日までの間における改正後の租税特別措置の適  
用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下  
「新規則」という。）第二条の規定の適用につい  
ては、同条第二十三号中「第四十四条の四第一  
項」とあるのは「第四十四条の五第一項」と、  
同条第一百三十四号中「第六十八条の二十五第一  
項」とあるのは「第六十八条の二十六第一項」  
とする。

二 施行日から附則第一条第四号に定める日の前  
日までの間における新規則様式第一の適用につ  
いては、

3  
1項」とする。  
施行日から附則第一条第一号に定める日の前日までの間ににおける新規則様式第一の適用については、同様式の記載要領第四号の表新用途米地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項目中「法規別表十（六）」とあるのは、「法規別表十（八）」とする。  
4  
施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間ににおける新規則様式第二の適用については、同様式の記載要領第四号の表新用途米穀加工品等製造設備の特別償却の項目中「第68条の25第一項」とあるのは、「第68条の26第一項」とする。  
**附 則 (平成二十三年一月二二日財務省令 第七八号)**  
1  
この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十九号)附則第一条第二号に定める日(平成二十三年十一月二十四日)から施行する。  
2  
改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第二条の規定及び様式第三号による適用額明細書は、法人のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告については、なお前項の例によることとする。  
**附 則 (平成二十四年一月二十五日財務省令 第九号)**  
抄  
(施行期日)  
**第一條** この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、平成二十四年一月二十五日から施行する。  
(経過措置)  
**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則(以下「新規則」という。)第二条の規定並びに様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日(以下第三項までにおいて「施行日」という。)以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人(同法第二条第十二号の七



|   |  |
|---|--|
| 第68条の41第2項、第3項又は第1項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。   | 第68条の41第2項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。   |
| 「第68条の41第2項、第3項又は第1項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。」 | 「第68条の41第2項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。」 |
| 「第68条の41第2項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。」          | 「第68条の41第2項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。」 |
| 「第68条の41第2項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。」          | 「第68条の41第2項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。」 |
| 「第68条の41第2項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。」          | 「第68条の41第2項(平成25年旧措置法第68条の35第1項)とあるのは、「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項」である。」 |

6年旧措置法第68条の35第3項」とあるのは「第68条の35第3項」とする。

中  
正する法律(平成二十六年法律第二号)の施行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項

|  |   |   |   |   |
|--|---|---|---|---|
| 平成26年旧措置法第65条の8第1項若しくは第2項又は平成26年旧措置法第65条の9(平成26年旧措置法第65条の7第1項の表の第5号) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第5号)                            | 0 | 0 | 6 | 0 |
| 第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第5号)                            | 0 | 5 | 6 | 8 |
| 第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9(第65条の7第1項の表の第5号)                            | 0 | 5 | 6 | 3 |

|   |   |                      |
|---|---|----------------------|
| 平成26年旧措置法第65条の7<br>1項若しくは第9項又は平成26年<br>旧措置法第65条の9(平成26年<br>旧措置法第65条の7第1項<br>の表の第5号) | 第65条の7第1項若しくは第9項<br>又は第65条の9(第65条の7<br>第1項の表の第5号) | 第65条の7第1項<br>の表の第5号) |
| 0   | 0   | 0                    |
| 6   | 2   | 2                    |
| 2   | 3   | 3                    |

2 識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二六年七月九日財務省令第六五号）

この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則第三条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書について適用し、同日前に開始した事業年

|   |             |
|---|-------------|
| 平成26年旧措置法第68条の79第1項若しくは第3項又は平成26年旧措置法第68条の80(平成26年旧措置法第68条の78第1項の表の第5号) | 1<br>0<br>1 |
|---|-------------|

|  |   |   |   |
|--|---|---|---|
| 第1項の表の第5号)                                 | 第1項若しくは第3項又は平成2年旧措置法第68条の80(平成2年旧措置法第68条の80(平成2年旧措置法第68条の78)) | 平成2年旧措置法第68条の79(第1項若しくは第3項又は平成2年旧措置法第68条の80(平成2年旧措置法第68条の78)) | 平成2年旧措置法第68条の79(第1項若しくは第3項又は平成2年旧措置法第68条の80(平成2年旧措置法第68条の78)) |
| 第68条の79第1項若しくは第3項又は第68条の80(第68条の78)の表の第5号) | 1<br>3<br>9   | 6<br>1<br>3   | 1<br>0<br>5   |

度又は連結事業年度の法人税申告書に係る適用額明細書については、なお従前の例による。

附則（平成二七年四月一五日財務省令  
第四八号）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定む。

たし 次の各号に掲げる規定は 当該各号に定める日から施行する。規定は

二 第二条第十七号を同条第七号とし、同号の  
十八年一月一日 の改正規定並びに次条第四項の規定 平成二

次に一号を加える改正規定（同条第十七号を同条第七号とする部分を除く。）、同条第十八

四

## **第二条** 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十 （経過措置）

て機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定、様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区城において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定及び同表雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定並びに次条第一項の規定（地域再生法の一一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号））の施行の日  
三 第二条第五十四号の改正規定、同条第六号の改正規定、様式第一の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項の改正規定（第五十七条の三第一項）の次に「又は第七項」を加える部分に限る。）及び様式第二の記載要領第四号の表使用済燃料再処理準備金の項の改正規定（第六八条の五第三項）の次に「又は第六項」を加える部分に限る。）

改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下この項において「平成二十五年旧措置法」という。）第四十七条の二第一項（同条第三項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる規定の適用を受けた場合における旧規則第二条第十五号、第三十九号、第四十五号又は第四十六号に定める適用額及び連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）が同日前に終了した連結事業年度において旧規則第二条第一百二十七号、第一百五十一号、第一百五十七号又は第一百五十八号、第一百五十一号、第一百五十七号又は第一百五十八号にあつては、平成二十五年改正法附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年旧措置法第六十八条の三十五第一項（平成二十五年旧措置法第四十七条の二第三項第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる規定の適用を受けた

電気事業法等の一部を改正する等の法律  
（平成二十七年法律第一号）附則第一条  
第八号に掲げる規定の施行の日  
第二条第五十五号の改正規定、同条第百六

場合における旧規則第二条第百二十七号、第五十一号、第一百五十七号又は第一百五十八号に定める適用額については、なお従前の例による。

改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条第八号、第九号、第九十四号及び第九十五号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項から雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の項までに係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人税の申告については、なお従前の例による。

成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

この省令の施行の日から水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第号)の施行の日の前日までの間における新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第二十七号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第三十号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、同条百三十三号中「又は第十四項」と四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第一百六十六号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、新規則第四条第二項第四号中「、第十二項若しくは第十四項」とあるのは「若しくは第十二項」と、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)の項目中「第47条の2第1項又は平成27年旧措置法第47条の2第1項」とあるのは「第47条の2第1項」と、「第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)の項目中「第68条の3第5第1項又は平成27年旧措置法第68条の3第5第1項」とあるのは「第68条の3第5第1項」と、「第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」とである。

第四三号)

成二十七年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なほ從前の例による。

6 この省令の施行の日から水防法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日の前日までの間ににおける新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第二十七号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第三十号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、同条第一百十三号中「又は第十四項の規定」とあるのは「の規定」と、同条第一百六号ハ中「、第十二項又は第十四項」とあるのは「又は第十二項」と、新規則第四条第二項第四号中「、第十二項若しくは第十四項」とあるのは「若しくは第十二項」と、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定都市再生建築物等の割増償却(特定再開発建築物等の割増償却)の項目中「第47条の2第1項又は平成27年旧措置法第47条の2第1項」であるのは「第47条の2第1項」と、「第47条の2第3項第3号又は平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第3号」と、「第47条の2第3項第4号」とあるのは「第68条の35第1項」と、「第47条の2第3項第4号」とあるのは「第68条の35第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第4号」とあるのは「第47条の2第3項第4号」とす

、様式第一の記載要領第四号の表特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並び様式第二の記載要領第四号の表特定中小連絡法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）の施行の日

二 第二条第百四十四号を同条第百十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第百四十四号を同条第百十七号とする部分を除く。）、同条第二十八号を同条第二十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十八号を同条第二十九号とする部分を除く。）、

様式第一の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項の改正規定並びに次条第三項の規定 業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）の施行の日

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十年法律第二十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十八年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

2 新規則第二条第十号及び第九十八号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の

3 新規則第二条第三十号及び第百十八号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

4 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から前条第二号に定める日の前日までの間ににおける新規則第二条及び第四条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則第二条第三十二号二中「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第四十八条第一項の規定」とあり、並びに同一条第二百二十号二中「又は第十項の規定」とあり、「又は第六十八条の三十六第一項の規定」とあるのは「の規定」と、新規則第四条第二項第五号中「若しくは第十項又は」とあり、及び「若しくは第四十八条第一項又は」とあるのは「又は」と、「若しくは第十項の規定」とあり、及び「若しくは第六十八条の三十六第一項の規定」とあるのは「の規定」とする。

5 新規則様式第一（記載要領第二号、同第四号の表中小企業者等の法人税率の特例の項及び同第五号に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に開始した事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

6 施行日から国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第一号）の施行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償

却）の項中、「特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）とあるのは、「特定信頼性向上設備等の特別償

| と<br>あ<br>る<br>の<br>は |                | 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第44条の5第1項) | 第44条の5第1項(償却費)               | 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(平成28年旧措置法第4条の5第1項) | 第52条の3第1項(特別償却準備金)(平成28年旧措置法第4条の5第1項) | 第1項(償却費)  |
|-----------------------|----------------|-------------------------------------|------------------------------|---|---------------------------------------|-----------|
| 1950                  | 0              | 0950                                | 0                            | 2540  | 0                                     | 1540      |
| 「8」の欄の金額              | 法規別表十六(九)の欄の金額 | 「32」の欄、別表十六(二)の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額  | 法規別表十六(二)の欄、別表十六(二)「36」の欄の金額 | 「8」の欄の金額                                    | 「32」の欄、別表十六(二)の欄又は別表十六(五)「36」の欄の金額    | 法規別表十六(九) |

「一と、新規則様式第二の記載要領第四号の表特定地域における電気通信設備の特別償却（特定信頼性向上設備等の特別償却）」とあるのは「特定信頼性向上設備等の特別償却」と、

| 第1項                 | 第4項                | 第4項            | 第4項            | 第4項  |
|---------------------|--------------------|----------------|----------------|--|
| 第5項                 | 第5項                | 第5項            | 第5項            | 第5項  |
| 1項の<br>却準備金<br>の第5条 | 2項又は第1項<br>(特別償還金) | 2項の<br>(特別償還金) | 2項の<br>(特別償還金) | 法規別表十六<br>(九)「8」の欄の<br>金額                    |
| 4445                | 1111               | 5231           | 052            | 6「30」の欄、別表十<br>六(三)「32」の欄又は別表十六<br>(五)「30」の欄 |
| 項)                  |                    |                |                | 表十六(二)「3<br>51                               |

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。  
**第七三号)**  
附 則（平成二九年三月三一日財務省令  
**第二五号)**  
1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。  
2 改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等する。

附則（平成二八年九月一日財務省令第  
六二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

第三条の規定による改正後の租税特別措置法特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**一 第二条第百十九号ホの改正規定**（第六十八条の十四の二第一項）の下に「第六十八

、同条第九十四号を同条第九十九号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九十九号を同条第九十九号とする部分を除く。）、同条第三十二号ホの改正規定（第四十二条の十一の二第一項）の下に、「第四十二条の十一の三第一項」を加える部分に限る。）、同条第八号の改正規定、同条第七号の次に一号を加える改正規定、様式第一の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却の項の改正規定、同表地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定（第四十二条の1の2第2項）を「第四十二条の1の3第2項」に改める部分に限る。）及び様式第二の記載要領第四号の表国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定（第四十二条の1の2第2項）を「第四十二条の1の3第2項」に改める部分を除く。）、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百二号を同条第一百十九号とする部分を除く。）、同条第二十五号を同条第二十七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第二十五号を同条第二十七号とする部分を除く。）、同様式第一の記載要領第四号の表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定並びに次条第六項の規定 農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第 号）の施行の日

業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお從前の例による。

**附 則**（平成三十〇年三月三一日財務省令  
第二七号）  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に五号を加える改正規定（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

**附 則**（平成三十〇年四月一三日財務省令  
(施行期日)  
**第三七号**抄  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 様式第一の記載要領第五号の改正規定及び様式第二の記載要領第五号の改正規定 令和二年四月一日  
二 第二条第十四号の次に一号を加える改正規定、同条第三十六号への改正規定、同条第九十五号の改正規定、同条第九十六号の改正規定（第六十八条の十五の七第一項）を

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の  
租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法  
律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の  
規定並びに新規則様式第一及び様式第二によ  
る適用額明細書は、法人（法人税法（昭和四十  
年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人  
格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成三  
十年四月一日以後に終了する事業年度に係る法  
人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号  
の七の二に規定する連結法人をいう。以下同  
じ。）の同日以後に終了する連結事業年度に係  
る法人税の申告について適用し、法人の同日前

（経済効率）  
上地域において特定建物等を取得した場合の  
特別償却の項及び地方活力向上地域において  
特定建物等を取得した場合の法人税額の特別  
控除の項の改正規定並びに様式第二の記載  
領第四号の表地方活力向上地域において特定  
建物等を取得した場合の特別償却の項及び地  
方活力向上地域において特定建物等を取得し  
た場合の法人税額の特別控除の項の改正規  
定 地域再生法の一部を改正する法律（平成  
三十年法律第 三号）の施行の日

〔第六十八条の十五の八第一項〕に改める部分に限る。)、同条第九十七条の改正規定、同条第九十九号の改正規定、同条第一百号の改正規定、同条第一百二号の改正規定、同条第三百三号の改正規定(第六十八条の十五の七第一項)を「第六十八条の十五の八第一項」に改める部分に限る。)、同条第一百四号の改正規定、同条第五百五号の改正規定、同条第六号の改正規定、同条第七号の改正規定(第六十八条の十五の七第一項)を「第六十八条の十五の八第一項」に改める部分に限る。)、同号を同条第一百一号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第一百七号を同条第一百一号とする部分を除く。)、同条第一百二十九号への改正規定、様式第一の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項の前に次のように加える改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表公害防止用設備の特別償却の項の前に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定 生産性向上特別措置法(平成三十年法律第号)の施行の日

に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なほ従前の例による。

新規則第二条第十五号及び第二百二号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却の項及び革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

この省令の施行の日（以下「施行日」という。）からエネルギーの使用的合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第二号）の施行の日の前日までの間における新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書の適用については、新規則様式第一の記載要領第四号の表高度重视エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項中





新規則第二条第六十九号及び第五十二号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四号の表特定投資運用業者の役員に対する業績運動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る)及び様式第二(記載要領第四号の表連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績運動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。)による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

第二条 附 則（令和四年四月一五日財務省令第  
四号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

新規則第四条第一項第九号の規定は、法人の事業年度に係る法人税の申告について適用する。

らの規定に規定する特別償却限度額」とあるのは「削除」と、同条第八十二号中「第二十六号」とあるのは「第二十一号、第二十六号」と、同号の表第三号から第二十五号まで、「第十七号、第二十九号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第三号から第十五号まで」とあるのは「第三号から第二十号まで、第二十一号から第二十四号まで」とする。

前条第一号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間ににおける新規則第二条の規定については、同条第八十二号の表第三号から第二十五号まで、第二十七号、第二十九

2 新規則第二条第十四号、第三十五号、第七十  
一号、第九十七号、第一百八号及び第一百五十四  
号の規定並びに新規則様式第一(記載要領第四  
号の表事業適応設備を取得した場合等の特別償  
却の項、事業適応設備を取得した場合等の法人  
税額の特別控除の項、中小企業事業再編投資損  
失準備金の項及び認定事業適応法人の欠損金の  
損金算入の特例の項に係る部分に限る)及び  
様式第二(記載要領第四号の表事業適応設備を  
取得した場合等の特別償却の項、事業適応設備  
を取得した場合等の法人税額の特別控除の項、  
中小企業事業再編投資損失準備金の項及び認定  
事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特  
例の項に係る部分に限る)による適用額明細書  
は、法人の前条第一号に定める日以後に終了す  
る事業年度に係る法人税の申告及び連結法人  
の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人  
税の申告について適用する。

三 第四条第二項第七号の改正規定（「第六十  
八条の三十五、第六十八条の三十六」を  
「から第六十八条の三十六まで」に改める部  
分に限る。）農林水産物及び食品の輸出に足

各号に定める日から施行する。  
一 第四条第一項に二号を加える改正規定（第九号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定 令和四年一月一日  
二 第四条第二項第七号の改正規定（第六十八条の二十四）の下に「第六十八条の二十五」を加える部分に限る。環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年一月一日施行）

の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透

号、第三十号（イ及びロを除く。）及び第三十一号の項中「第二十五号」とあるのは、「第二十四号」とする。  
**附 則**（令和五年三月三一日財務省令第  
二三号）  
この省令は、令和五年四月一日から施行する。

改正後の組説特別措置の適用状況の秀明化等

附 則（令和五年三月三一日財務省令第  
二三号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

正徳の和歌物別指掌の適用将済の適用化等に関する法律施行規則第二条及び第四条の規定は、法人（法人税法）（昭和四十年法律第三十四年）

号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日前に終了した連結事業年度（令和二年改正法附則第四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

**附 則**（令和五年四月一四日財務省令第三六号）  
（施行期日）  
**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一の記載要領第四号の表特定船舶の特別償却の項の改正規定及び次条第二項の規定は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**第二条** 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二項及び第三項の規定並びに新規則別記様式による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和五年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る

法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下

改正する法律（令和六年法律第二号）の施行の日

二 第二条第二十一号を同条第二十号とし、同号の次に一号を加える改正規定(同条第二十号を同条第二十号とする部分を除く。)及び別記様式の記載要領第四号の表規範負荷低減率を力率(手引)の頁に記入する。

|                   |                      |                |                                   |
|-------------------|----------------------|----------------|-----------------------------------|
| 「<br>と<br>す<br>る。 | 第42条の12<br>第6項<br>の7 | 0<br>9<br>0066 | 法規別表六<br>(二十一)<br>六)「43」の欄<br>の金額 |
|-------------------|----------------------|----------------|-----------------------------------|

| 第42条の7<br>第1項           | 第42条の7<br>第1項                    | 第42条の7<br>第8項                | 第42条の12                      | 第42条の12                          | 第42条の12                      | 第42条の12                          | 法規別表六<br>の金額                 |
|-------------------------|----------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| 0<br>0<br>6<br>7<br>の金額 | 0<br>0<br>5<br>7<br>法規別表六<br>の金額 | 0<br>0<br>4<br>7<br>七)「28」の欄 | 0<br>0<br>4<br>7<br>七)「23」の欄 | 0<br>0<br>3<br>7<br>法規別表六<br>の金額 | 0<br>0<br>3<br>7<br>七)「18」の欄 | 0<br>0<br>6<br>9<br>法規別表六<br>の金額 | 0<br>0<br>6<br>9<br>六)「43」の欄 |
| 0<br>0<br>6<br>7<br>の金額 | 0<br>0<br>5<br>7<br>法規別表六<br>の金額 | 0<br>0<br>4<br>7<br>七)「28」の欄 | 0<br>0<br>4<br>7<br>七)「23」の欄 | 0<br>0<br>3<br>7<br>法規別表六<br>の金額 | 0<br>0<br>3<br>7<br>七)「18」の欄 | 0<br>0<br>6<br>9<br>法規別表六<br>の金額 | 0<br>0<br>6<br>9<br>六)「43」の欄 |









5 前号の場合において、法人が、法人税申告書の記載事項及びこれに添付すべき書類を記載事項のうちの下記別表一及び別表二の二(以下この号において「別表等」という。)に定めるものの範囲について、別表一の書式に代へて、特例別表(地方法人税法施行規則(平成26年6月税務省令第22号)第10条第2項の規定)に従り認定課税官が同様に規定する要領で該記載事項を記載した書類を同一等とし、以下この号において同じ。)の書式によってたとえ前号の表の適用範囲に規定する別表各等の範囲に相当する特例別表の各欄の企算(「通常欄」)の欄に、それぞれ記載すること。